

桂川町農業委員会第3回総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月4日（金） 午後2時～午後3時
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 7名

正議長	藤春 郁夫	5		最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋 征敏	11	藤川 房信
1	山邊 俊明	7		12	平塚 重義
2	原 中 壽	8		13	
3		9	林 英 明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 5名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第5号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (2)議 案 第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
- (3)議 案 第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- (4)報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓 哉
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和3年度第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>																		
議長	<p>只今より令和3年度第3回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中7名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。3番野上伸太郎委員、5番神崎宏昭委員、7番竹本貞男委員、8番芳中悟委員、10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>																		
会場	<p>(異議なしの声)</p>																		
議長	<p>それでは議事録署名委員を1番山邊俊明委員、9番林英明委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第5号、桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p>																		
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p> <p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件</p> <table><tr><td>令和3年6月7日から令和6年6月6日</td><td>3年</td><td>賃貸借権</td></tr><tr><td>通年 田 水稻</td><td>5,731㎡</td><td>3筆 貸手2 借手2</td></tr><tr><td>令和3年6月7日から令和8年6月6日</td><td>5年</td><td>賃貸借権</td></tr><tr><td>通年 田 水稻</td><td>7,646㎡</td><td>10筆 貸手3 借手3</td></tr><tr><td>令和3年6月7日から令和13年6月6日</td><td>10年</td><td>使用貸借</td></tr><tr><td>通年 田 水稻</td><td>1,092㎡</td><td>1筆 貸手1 借手1</td></tr></table>	令和3年6月7日から令和6年6月6日	3年	賃貸借権	通年 田 水稻	5,731㎡	3筆 貸手2 借手2	令和3年6月7日から令和8年6月6日	5年	賃貸借権	通年 田 水稻	7,646㎡	10筆 貸手3 借手3	令和3年6月7日から令和13年6月6日	10年	使用貸借	通年 田 水稻	1,092㎡	1筆 貸手1 借手1
令和3年6月7日から令和6年6月6日	3年	賃貸借権																	
通年 田 水稻	5,731㎡	3筆 貸手2 借手2																	
令和3年6月7日から令和8年6月6日	5年	賃貸借権																	
通年 田 水稻	7,646㎡	10筆 貸手3 借手3																	
令和3年6月7日から令和13年6月6日	10年	使用貸借																	
通年 田 水稻	1,092㎡	1筆 貸手1 借手1																	
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問ご意見等はありませんか。</p> <p>よろしければ採決いたします。議案第5号桂川町農用地利用集積計画の</p>																		

決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。次の案件の前に前回の総会時で質問のありました件について事務局よりお願いします。

事 務 局 前回の総会の場におきまして、その他、2番でお示しをしております。使用貸借における期間と、以前お話がありましたのは利用権の設定を、例えば10年間されていて、その上にビニールハウス等をたてた時の償還期間が13年間の場合に利用権設定期間が10年になるのか、13年になるのかというご質問をいただいていた件でございます。こちらについての回答ですが、県に確認をしましたが、現時点で県でも正確な回答がないということで、まだ回答をいただいております。ですので、次回の総会の場で引き続き回答させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 それと、使用貸借の期間ですが、10年じゃなくても構わないという事ですか。

事 務 局 そうです。使用貸借の期間につきましては10年じゃなくても良いという事ですけども、桂川町としましては、10年を推進していくという形で事務局からも話をすすめていきたいと思っております。

議 長 続きまして議案第6号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 **【議案書に基づき説明】**

議 長 ありがとうございます。事務局から説明がありましてけれども、皆さんから何かご質問はございますか。

平塚推進委員 7ページの3番目ですが、場所は2つになってもいいんですか。下限面積が4反ですけど、まとまってじゃないといけないんですか。

議 長 それは関係ないです。耕作面積が4反であれば問題ないですね。

平塚推進委員 場所は離れていても良いという事ですね。

議 長 はい。それは町外でも関係ないです。全体的に4反あれば良いです。

事 務 局 実際にいうと、桂川町の場合が下限面積が4反と決めていますので、今説明しましたように飛び地でもかまわないんですが、結局農作業をするにあたっては、ある程度まとめていた方が、作業効率はよろしいかとは思いますが。

平塚推進委員 4反というのがちょっときついですよね。あんまり経験のない人が作物を作るというからですね。

議 長 何を作るかですね。例えば水稻3反作って、1反は野菜を作るというのであれば問題ないんだけど、4反野菜を作るというのはですね。家庭菜園みたいに作るんだったら5畝とかが一番つくりやすいんですけどね。
質問は他にはありますか。
それでは採決いたします。議案第6号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検と評価案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。続いて議案第7号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問等はございますか。

林 委 員 集積という意味は、権利の設定、移転されたら集積というわけですか。

議 長 地域の担い手とか、例えば利用権設定をしている部分があるじゃないですか。その新規ですね。

林 委 員 新規にされたら集積ですか。

議長 利用権設定で新と再という項目があるじゃないですか。そこが新となっているところですね。

林委員 はい。

議長 それでは採決いたします。議案第7号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 続きまして報告事項第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 それでは質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。これはなんで合意解約しているんですか。

事務局 こちらは耕作者変更のためとなっております。

議長 次の利用権設定は出てきていないんですか。

事務局 現時点ではでてきておりません。

林委員 こういう場合は2年で終わっていたけど、1年間延長したという事ですか。

議長 いえ、これは賃借人が体をこわしているんですよ。それで、規模を縮小されているみたいですね。

林委員 2年から10年間にしていたんですか。

議長 令和2年5月11日に利用権を設定しているんですよ。その間に体調をくずしたので合意解約をしているということです。

林委員 10年でくんだけど、1年しかしていないということですね。

議 長 | そういふ事です。
よろしいでしょうか。他になければ報告事項第1号をおわります。
続きましてその他事項を事務局よりお願いします。

事 務 局 | その他事項
・農地転用申請におけるチェックリストについて
・使用貸借における施設整備の償還について
・令和3年度早苗饗について

議 長 | 次回の農業委員会は7月9日金曜日に行います。以上をもちまして桂川
町農業委員会第3回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____